

避難所のペット飼育管理 ガイドライン

※本ガイドラインは
各避難所で引継いで
御利用ください。



静岡県健康福祉部

はじめに

本県では、東日本大震災から得られた愛玩動物（ペット）に関する教訓を踏まえ、平成27年3月、飼い主とペットの同行避難や発災への備え、各避難所へのペットスペース（ペット飼育場所）の確保等について示した「災害時における愛玩動物対策行動指針」を策定しました。

その後発生した熊本地震においては、同様の指針は策定されていましたが、避難所における被災動物対策が関係者に十分周知されていなかったため有効に活用されていませんでした。また、ペットの受入方針が定まっていない避難所では、飼い主の方が車中泊により体調を崩されたり、損壊した自宅での避難を余儀なくされるなどの新たな課題も指摘され、避難所でのペット受入体制の確立の重要性が再認識されました。

県では、このたび避難所におけるペットの受け入れと飼育管理を円滑に行うためのポイントを分かりやすくまとめた「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を作成しました。本ガイドラインは、避難所の運営本部、ペットの飼い主の方がそれぞれの立場から、平常時と災害時に行っていただきたい実用的な内容を掲載しました。

このガイドラインを避難所運営本部の担当者の方々をはじめ、ペットを飼っている方や、ペットを飼っていない方にも御覧いただき、人とペットが安心して避難生活を送れる体制づくりの一助となることでしょう。

平成29年3月

静岡県健康福祉部長 山口 重則

目次

災害時のペットに対する対応……………1

避難所におけるペット飼育管理の役割…3

I 避難所運営本部編

平常時の備え……………4

1 事前に検討する事項……………5

(1) ペットスペースの確保……………6

(2) ペット飼育管理ルール……………8

災害時の対応……………9

2 避難者とペットの受付……………10

II 飼い主編

飼い主の方へ……………13

災害時の対応……………14

1 飼い主の会発足……………15

2 ペットスペースの運営……………16

3 避難所の統廃合等への対応……………19

III 関係機関連絡先……………20

IV 様式集……………21

災害時のペットに対する対応

避難所でペットの受け入れを検討することに馴染みがない方もいるかもしれませんが、過去の震災時に、避難所のペットに関わる取決めがされていなかったことによるトラブルが発生しました。

ケース1 【避難所でペットの受け入れを拒否した例】

- 飼い主は倒壊した自宅に戻らなければならず、不安な日々を過ごすことになった。
- 飼い主は車中泊を強いられ、エコノミークラス症候群など、体調を崩した。
- 飼い主は、やむを得ずペットを放すことになり、放されたペットが人を襲うことが心配された。

ケース2 【避難所でペットを受け入れた例】

- ペットの飼育場所や飼育ルールが決められていなかったため、飼い主と共に避難生活を送ったが、後に鳴き声や臭いを原因としたトラブルが発生した。

このような事例を教訓として、静岡県では原則として、災害時のペットへの対応を次のように行うこととしました。

■ 避難所運営本部の対応

- 避難所は可能な限りペットの受け入れを行う。
- 避難所は事前にペットスペースと飼育管理ルールを検討しておく。

平常時の備え

- ① ペットスペースの検討
- ② ペット飼育管理ルールの検討
- ③ 関係機関連絡先の把握

災害時の対応

- ① 避難者とペットの受付
- ② 飼い主の会への協力

■ 飼い主の対応

- 災害時、自身の安全確保を第一としたうえで、ペットを連れて避難地（場所）まで避難する。【同行避難】
- 同行避難後、在宅避難が困難な場合は、避難所等において**自身の責任**でペットを飼育する。
- 平常時から、避難所での**飼育管理への備え**（しつけやフードの備蓄など）を行う。

平常時の備え

- ① 避難所での飼育管理への備え

災害時の対応

- ① 同行避難の実施
- ② 避難所等でのペット飼育管理

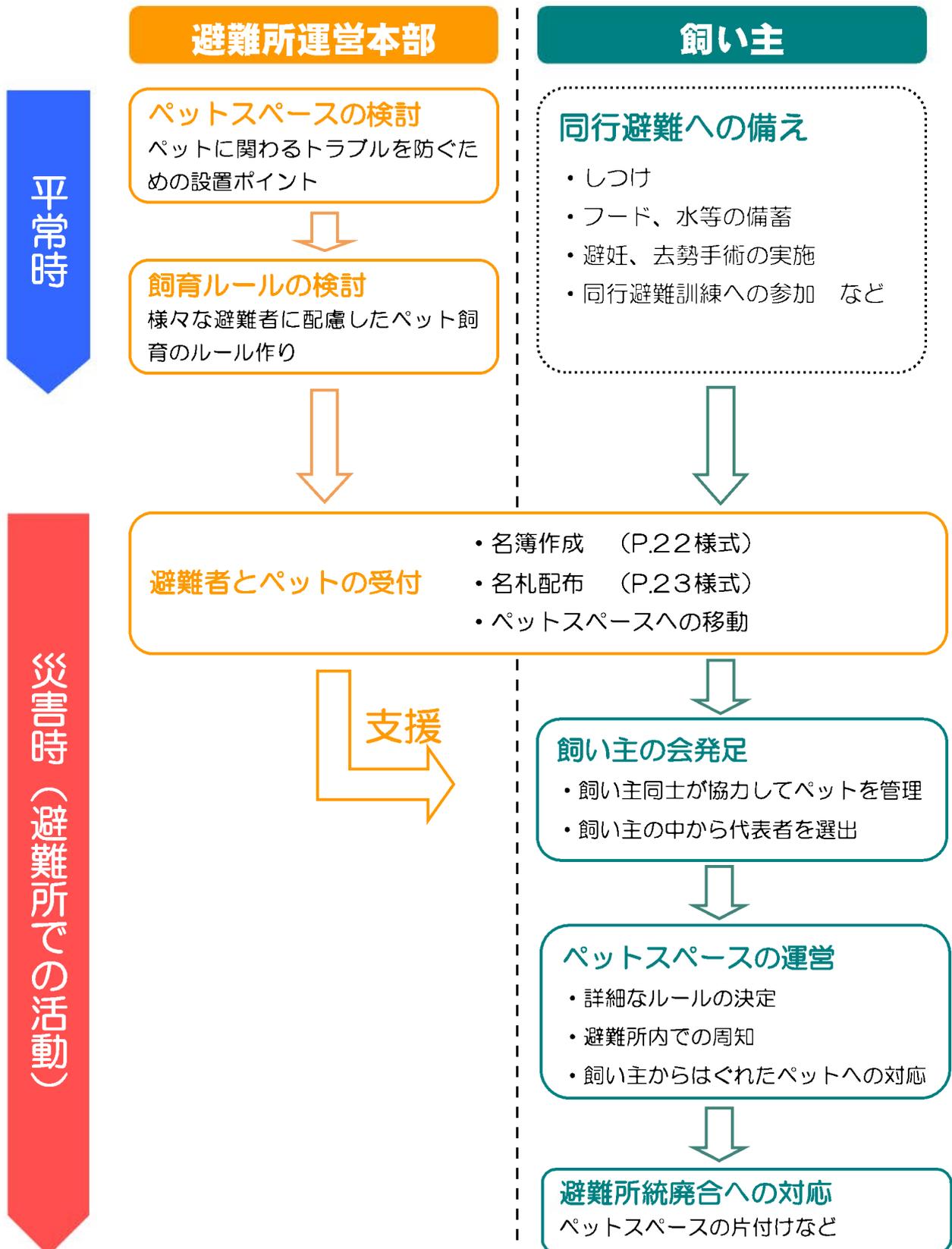
本ガイドラインはこの対応を、より実践的にするため、

【避難所運営本部編】と【飼い主編】において、それぞれ

【平常時の備え】と【災害時の対応】について記載しています。

なお、避難所の設営から運営を中心に収載していることから、飼い主の平常時の備えについては各自でお願いし、詳細は省略しています。

避難所におけるペット飼育管理の役割



— 平常時の備え —

- ペットスペースの確保……………P.6
- ペット飼育管理ルール……………P.8
- 関係機関連絡先（事前記入）…P.20

災害発生直後から、避難所にペットを連れた方が来ることが予想されます。

他にも様々な方が避難する中で、円滑にペットを受け入れ、ペットに関わるトラブルを防止するためには事前の備えが大切です。

特に、人とペットの棲み分けのため、**ペットスペースを確保しておくこと**はとても重要です。自主防災会議等で話し合いの場を設け、**事前に検討**していただくようお願いいたします。

また、関係機関連絡先（P.20）を事前に記入してください。

1 事前に検討する事項

(1) ペットスペースの確保

(⇒P.6 ペットスペース設置のポイント参照)



- 避難所内で**ペットを飼育する**ためのスペースです。
- 事前に検討しておくことで、特に**避難直後のトラブルを防ぐ**ことができます。
- ペットの飼育管理は**飼い主の自主管理**により行われます。

(2) ペット飼育管理ルール

(⇒P.8 ペット飼育管理ルール例参照)



- 飼い主は**避難所が定める「ペット飼育管理ルール」**を守ってペットを飼育します。
- 「ペット飼育管理ルール」**の内容は、本ガイドラインで示す基本的な事項を参考にしてください。

この2つの事項を事前に検討していただくことで、避難所のペットに関わるトラブルは減少します。

(1) ペットスペースの確保

避難所には、ペットが苦手な方やアレルギーをお持ちの方も、避難して来られます。また、ペットの鳴き声や臭いはトラブルの原因になります。

避難者とペットの【棲み分け】と【動線分離】

を考慮して、ペットスペース（ペットの飼育場所）を検討します。

※身体障害者補助犬は、飼い主との同居を認めます。

□ ペットスペース設置のポイント

○ペットを飼育していない避難者と交わらない

（アレルギーの方や苦手な方が近くを通らなくて良いように）

○避難所活動の妨げとならない

（炊き出しや車両の出入りの妨げとならない）

○鳴き声や臭い等の影響が少ない

（トラブルの原因となるため）

○犬をけい留できるフェンスや柱がある

（犬にリードを着けて避難してくる方が多いと思われるため）

○直射日光や雨をしのげる

（屋根やひさしがある又はブルーシートなどで容易に対応できる場所）

○部外者の立入制限等をかけやすい

（部外者や動物好きの方が近づいて事故が起こらないように）

○清掃しやすい

（清潔にすることで避難者のペットに対する印象も良くなります）

※すべてを満たす必要はありません。

避難所の実情に応じてより良い場所を設定してください。

※発災後、被害状況により使用できないことや飼い主から場所変更の相談があるかもしれません。

その際は、場所の変更を検討してください。

■ ペットスペース例

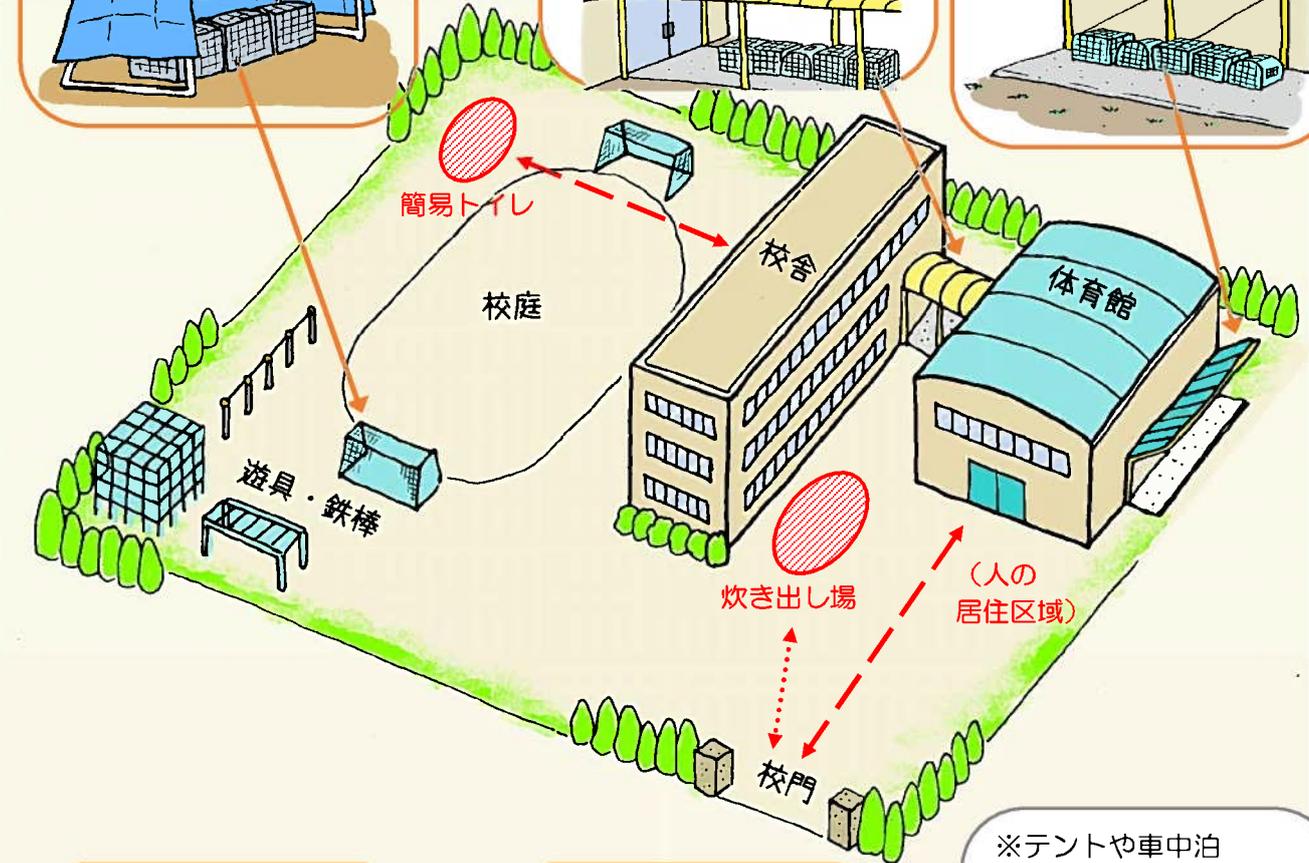
（ペットスペース設置については、市町動物愛護担当課及び保健所が相談に乗ります。）



サッカーゴール等を利用して雨をしのげる場所を作る

渡り廊下を利用する
(支柱に繋ぐことも可能)

駐輪場を利用する
(支柱に繋ぐことも可能)



ペットスペースでは、ケージでの飼育が基本です。
(ケージは飼い主が用意)

ケージがない場合、フェンスや鉄棒等の支柱を利用して繋ぐことも可能です

※テントや車中泊やむを得ずテントや車を利用してペットと同居する方も想定されます。
飼い主は定期的な運動や水分補給を心がけてください。
ペットも水分補給をさせ、熱中症にならないよう注意します。

(2) ペット飼育管理ルールの検討

ペットスペースは飼い主が責任を持って管理しますが、トラブル防止のためにはルールを設定し、守っていただく必要があります。

以下の例を参考に、避難所に合わせた変更や追加をしてください。

□ ペット飼育管理ルール（例）

- 避難所運営本部の指示には必ず従ってください。
- ペットは、指定されたペットスペース及び方法で飼育してください。
- ペットスペースは飼い主の責任で管理（受付、清掃等）してください。
- ペットを体育館や校舎等、人の居住区域に入れないようにしてください。
- ペットによる苦情、危害防止に努めてください。
- 決められた場所で排泄させ、ルールに従って処分してください。
- 餌の時間を決めて、その都度片付けてください。
- 運動やブラッシングは屋外で実施し、抜け毛はきちんと片付けてください。
- 名札等を装着し、飼い主が分かるようにしてください。
- ペットとのふれあいの時間を決め、夜間の接触はなるべく控えてください。

□ 詳細な飼育管理ルール

清掃方法やペットの排泄場所等の詳細は、飼い主同士が話し合いのうえ設定します。（必ず、避難所運営本部への相談を行ないます）（P.16）
様々な避難者へ配慮したルール作りを心がけてください。

— 災害時の対応 —

避難所運営本部編

□ 避難者とペットの受付……P.10

災害発生直後、避難所運営本部は居住区の編成、部屋割り、名簿作成等を行う必要があります。その中で、ペットについては、「ペットスペースへの誘導」が必要になります。飼い主と共に人の居住区域へ入れないように注意してください。

ペットスペースへ誘導後は、飼い主自身がペットの飼育管理を行います。避難所運営本部は保健・衛生班を中心に協力、相談等を行います。

2 避難者とペットの受付

避難者とペットへの対応は、原則、以下の(1)～(5)のとおり行います。また、ペットの受付は避難所運営本部が行いますが、可能ならば、飼い主にもお願いします。

(1) 避難所入所（飼い主）の受付

ペットより先に、飼い主の避難所入所の手続きを行います。その後、ペットの受付を案内します。
※ペットは必要に応じ、人と離れた場所にけい留等をしておきます。

(2) ペットの確認

以下を参考に、ペットスペースへの受け入れが適切かどうかを判断します。

□ 受け入れ対象動物

原則、犬・猫・小動物（うさぎ、鳥など）とします。

※身体障害者補助犬は、飼い主との同居とします。

□ 上記以外の動物への対応

大型の動物などや危険な動物など、専用の飼育設備が必要な動物は、以下を参考に対応します。

- ①可能であれば自宅の敷地内の安全な場所で飼育する。
- ②信頼のおける知人に預ける。
- ③動物飼育専門家（動物取扱業者等）に預ける。

※①～③での対応が困難な場合は、避難所運営本部と話し合ってください。

(3) ペット飼育者名簿の作成

ペットの受け入れが適当であると判断されたら、ペット飼育者名簿を作成します。

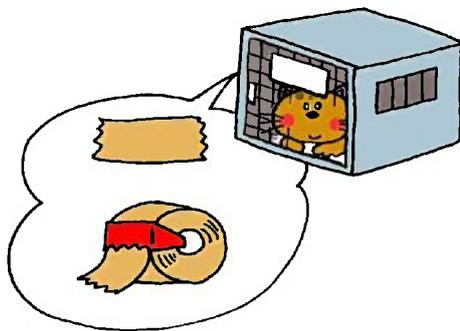
以下の項目を基本に、飼い主に記入してもらいます。(P.22様式参照)

□ 名簿の項目(例)

- ・入所日/退所日 ・飼い主氏名 ・ペットの名前 ・ペットの種類
- ・ペットの性別 ・ペットの色、大きさ ・飼い主の避難場所 ・携帯電話

(4) 名札の配布

名簿記入後、ペットのケージ(飼い主が持っていない場合はけい留場所付近)に貼る名札を渡し、ペットスペースに案内します。(P.23様式参照)



ポイント!!

※ 名札を用意できない場合は、ガムテープ等で代用することも可能です。

注！ この時点でペットスペースが決定していない場合

- ① 一時的にペットを置いておく場所を決める。
(けい留等が可能で人から離れた場所)
- ② 避難者の受付などが落ち着いてきたら、
ペットスペース設置のポイント(P.6)を参考にペットスペースを決定します。
(必要に応じ飼い主からの意見も取り入れます)
- ③ ペットを移動させる。

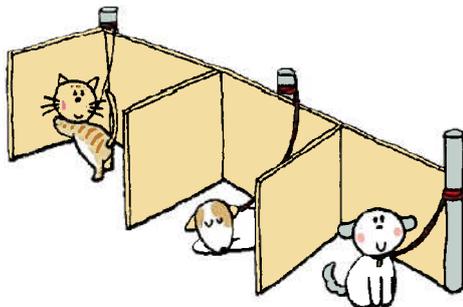
※ペットを人の居住区域に入れないようにしてください。

(5) ペットスペースへの移動

飼い主はペットを指定されたペットスペースに収容します。

□ 入所時のポイント

- 動物種ごとに区分けする
- 仕切りを設ける
- タオル等で目隠しをする
- 避妊去勢が未実施の動物は特に距離を置く

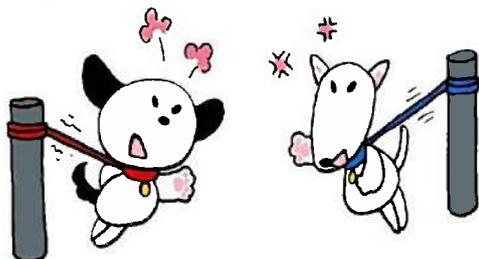


動物種、大きさを考慮してペットを配置しましょう。

可能であれば、仕切り等を設けることで、ペットはより落ち着きます。

慣れない場所では、ペットも不安を感じます。他の動物等から視線をそらせるようにタオル等で目隠しを作りましょう。

普段使用している物を使うことが望ましいです。



けい留する場合は、リードは短くしましょう。

また、ちぎれることがないように、点検しておくことも大切です。

Ⅱ 飼い主編

飼い主編

飼い主の方へ



避難所におけるペットの飼育管理は**飼い主自身**が責任を持って行うことが原則ですので、まず、飼い主の会を作り、協力して飼育管理をしましょう。

ペットの飼い主の方も飼い主でない方も避難生活は仲良く【やさしさ】と【思いやり】を大切に助け合って、みんなで乗り切りましょう！

— 災害時の対応 —

飼い主編

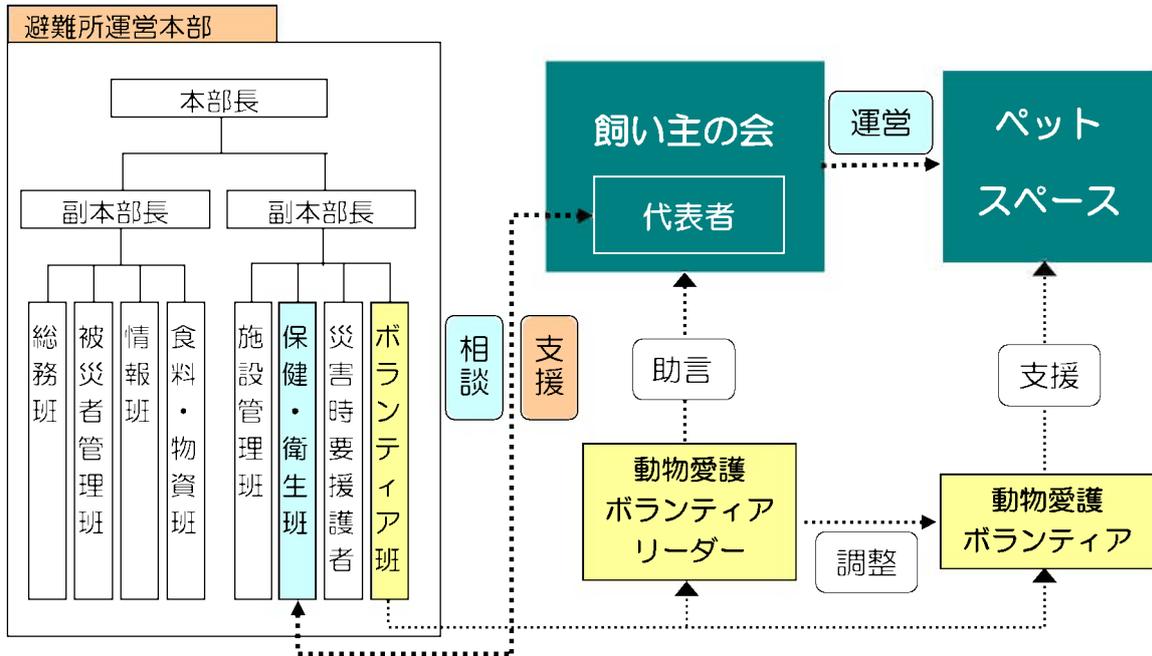
- 飼い主の会発足……………P.15
- ペットスペースの運営……………P.16
- 避難所の統廃合等への対応…P.19

避難所には、ペットが苦手な方やアレルギーを持っている方もいらっしゃいます。ペットスペースの運営にあたり、**ルールの周知**と**遵守**はトラブルを未然に防止するうえで重要です。飼い主の会で相談・協力して運営してください。

また、避難生活が続く中で、避難所やペットスペースの状況は変化しますので、**状況に合わせたルールの変更**等を検討しましょう。

1 飼い主の会発足

○一般的な避難所とペットスペースの運営体系



(1) 飼い主の会（仮称）発足

ペットスペースは飼い主の自主管理により運営します。避難した飼い主同士で飼い主の会を発足し、協力してペットの飼育管理をします。

(2) 代表者の選出

飼い主の会の中から、代表者を決めておきます。

□ 飼い主の会の代表者とは

- ペットスペースの責任を負う人ではありません。
(代表者≠責任者)
- 本ガイドラインを参考に、ルールを守って飼育管理が行えるよう会のメンバーを誘導します。
- メンバーの意見等を集約し、避難所運営本部との調整役を担います。

(1) 詳細な飼育管理ルール

様々な人が共同生活を送る避難所においては、ペットに関するトラブルが起こらないよう、定められたルールを守って、飼い主がペットを適正に飼育することが大切です。

① 基本的な飼育管理ルール

避難所運営本部が事前に設定します。(P.8参照)

※設定されていない場合は、避難所運営本部の了解のもと決定します。

② 詳細な飼育管理ルール

以下の事項などについて、飼い主の会で話し合いのうえ決定します。

決定する際は避難所運営本部の了解を得てください。

□ 検討する詳細な飼育管理ルール (例)

○ ペットスペース (全体) の清掃

(例 個別に実施 又は 当番制)

○ 排泄場所と排泄物及び廃棄物の処理

(例 排泄場所：ペットスペースの内側か外側か)

(例 処理方法：集めておく場所を決定し、人と同じ方法で処分する)

○ 給餌の時間 (ふれあいの時間) ※鳴き声によるトラブル防止

(例 午前6時～午後6時)

○ ブラッシングの場所

(例 屋外の清掃しやすい場所)

○ 犬の散歩 (運動) とマナー

(例 避難者と交わらないように避難所敷地外へ出る)

(例 リードは短くし、尿の処理 (水をかけるなど) を確実に行う)

○ 支援物資 (ペットフード、資材等) の搬入、配給、保管

(例 責任者等が物資を配給する 又は 個人が自由に持っていく等)

(2) 避難者への周知

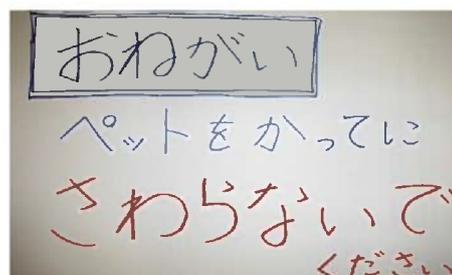
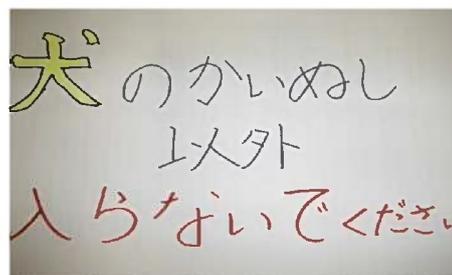
飼い主以外の方に、ペットが飼育されていることを周知します。また、ペットスペースに関係者以外が立ち入らないようにすることも大切です。

□ 掲示物（例）（P.26様式参照）

〇〇避難所の皆様へ

〇〇避難所では、飼い主さんの責任のもと、以下の場所でペットを飼育しています。

命あるものとして、共に災害を乗り越えられるよう、皆様の御理解と御協力をお願いします。



□ 在宅避難者等への配慮

ペットと共に在宅避難や車中泊されている方のうち、フードや水等の物資を確保できない方も想定されるため、物資に関する情報について、避難所を訪れる方に伝わるような掲示等をお願いします。

(3) ペットスペースの被災状況確認

余震による影響やペットの増加等により、ペットスペースが使用不可になる可能性があります。

常にペットスペースの状況に気を配り、あらかじめ代替の場所を検討しておきます。

(4) その他

□ 負傷、体調不良動物への対応

かかりつけの動物病院や最寄の動物病院を受診してください。

□ 飼い主からはぐれたペットへの対応

飼い主からはぐれた動物記録簿（P.27様式参照）を参考に目撃情報を記入します。

むやみに近づかず、管轄の保健所に連絡してください。（P.20）

※保護した動物について、飼い主が近くにいる可能性が高いため、一時的にペットスペースでの飼育をお願いすることがあります。

※一時飼育中に、飼い主が現れた際は保健所へ連絡してください。また、当該犬を預かる等の申し出があった場合も保健所へ連絡をお願いします。

□ 静岡県動物愛護ボランティアリーダーについて

避難所には、ペットスペースでの飼育支援やペットの一時預かりなど、動物愛護ボランティアによる支援が入ります。

静岡県では、このようなボランティアをまとめる【静岡県動物愛護ボランティアリーダー】という方を育成しています。

■ 動物愛護ボランティアリーダーの役割

- ・避難所のペットスペース運営補助、飼育管理指導
- ・救護活動やそれに関わる人との調整
- ・県内外のボランティアをまとめる中心的な役割

腕章



登録証

氏名、生年月日
登録期間、
登録年月日 などを記載

□ 飼育ルールの見直しと周知徹底

避難生活の長期化に伴い、避難者の出入りも多くなります。
状況の変化に伴い、必要に応じてルールを変更し、周知徹底します。
また、ルール変更の際は避難所運営本部への報告も忘れずに行います。

□ ペットスペースの片付け

避難所の統廃合や仮設住宅へ移動することになった場合は、
飼い主が責任を持ってペットスペースを片付けます。

- ・避難所運営本部から指示があった場合は、その指示に従ってください。
- ・ペット飼育者名簿や貸出し資材等は避難運営組織の指示を仰ぎます。
- ・ペットスペース、特に排泄場所は消毒しておきます。
(例 水で流した後、消毒薬を噴霧してふき取る)

□ 飼い主からはぐれたペットの扱いについて

飼い主が見つからないまま、ペットスペースで飼育されている場合は、
保健所に連絡します。(P.20)

III 関係機関連絡先

■ 静岡県被災動物救護本部 (ペットの救護に関わること)

○一般社団法人静岡県動物保護協会

電話：054-251-6036 FAX：054-254-0002

○公益社団法人静岡県獣医師会

電話：054-251-6035 FAX：054-254-4980

■ 行政機関 (ペットの保護に関すること)

○ _____ 保健所 (避難所を管轄する保健所を記入してください)

電話： _____ - _____ - _____ FAX： _____ - _____ - _____

○ _____ 課 (市町担当課を記入してください)

電話： _____ - _____ - _____ FAX： _____ - _____ - _____

■ 最寄の動物病院 (事前に記入してください)

○ _____

電話： _____ - _____ - _____ FAX： _____ - _____ - _____

○ _____

電話： _____ - _____ - _____ FAX： _____ - _____ - _____

○ _____

電話： _____ - _____ - _____ FAX： _____ - _____ - _____

※ 上記の様式は、県HPからダウンロードできます。

IV 様式集

- ペット飼育者名簿
- 名札
- ペット飼育管理ルール
- 清掃当番表
- 掲示物（避難者の皆様へ）
- 飼い主からはぐれた動物記録簿

※ 上記の様式は、県HPからダウンロードできます。

ペット飼育者名簿

■ペットスペースにペットを移動する前に、必ず記入してください。

受付	入所日	退所日	飼い主氏名	ペット名前	ペット種類	性別	色・大きさ	避難場所	携帯電話
(例)	12/2	12/15	静岡一郎	ポチ	犬	去勢	白・中型	体育館 富士地区	〇〇-△△
1	/	/				雄・雌・不妊去勢	・		
2	/	/				雄・雌・不妊去勢	・		
3	/	/				雄・雌・不妊去勢	・		
4									
5									
6									
7									
8	/	/				雄・雌・不妊去勢	・		
9	/	/				雄・雌・不妊去勢	・		
10	/	/				雄・雌・不妊去勢	・		

ペットの頭数把握のため、必ず退所日も記入しましょう。

ペット収容時に参考となる情報です。

飼い主が避難所内のどこにいるか分かるように記入します。

名 札

- ペットを飼育するケージ（無い場合はペットの近く）に貼ってください。

受付番号	
飼い主氏名	
連絡先	
ペットの名前	
種 類	
特 徴	

「体調を崩している」
「知らない人には慣れていない」など
ほかの方に配慮してほしいことを記入します。

- ※ ガムテープ等で代用する場合は、
【受付番号】【ペットの名前】等を記載し、
ペットの飼い主が名簿から容易に分かるようにします。

ペット飼育管理ルール（例）

飼い主の皆様へ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っています。ペットの飼い主は以下のことを守り、トラブルの未然防止に努めましょう。

- 避難所運営本部の指示には必ず従ってください。
- ペットは、指定されたペットスペース及び方法で飼育してください。
- ペットスペースは飼い主の責任で管理（受付、清掃等）してください。
- ペットを体育館や校舎等、人の居住区域に入れないようにしてください。
- ペットによる苦情・危害防止に努めてください。
- 決められた場所で排泄させ、ルールに従って処分してください。
- 餌の時間を決めて、その都度片付けてください。
- 運動やブラッシングは屋外で実施し、抜け毛はきちんと片付けてください。
- 名札等を装着し、飼い主が分かるようにしてください。
- ペットとのふれあいの時間を決めておき、夜間の接触はなるべく控えてください
-
-
-

〇〇避難所運営本部

清掃当番表

〇〇避難所 ペットスペース清掃等当番表

日時	飼育場所の清掃	飼育場所外の清掃	その他	
1 () 時				
2 () 時				
3 () 時				
4 () 時				
5 () 時				
6 () 時				
7 () 時				
8 () 時				
9 () 時				
10 () 時				
11 () 時				
12 () 時				
13 () 時				
14 () 時				
15 () 時				
16 () 時				
17 () 時				
18 () 時				
19 () 時				
20 () 時				
21 () 時				
22 () 時				
23 () 時				
24 () 時				
25 () 時				
26 () 時				
27 () 時				
28 () 時				
29 () 時				
30 () 時				
31 () 時				

清掃の手順 ①
②
③

掲 示 物

〇〇避難所の皆様へ

〇〇避難所では、飼い主さんの責任のもと、以下の場所で**ペットを飼育していません**。命あるものとして、共に災害を乗り越えられよう、皆様の御理解と御協力をお願いします。

ペットスペースの位置（地図）

ペットも災害によるストレスを抱えています。御迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、どうか見守ってください。

□ 飼い主の方へ

避難所は共同生活の場です。周りの方の迷惑にならないよう、必ず飼育のルールを守ってください。

□ 飼い主以外の皆様へ

ペットは飼い主さんが責任をもって飼育しておりますが、トラブル防止のため、以下の事項を守っていただくようお願いいたします。

- ① 不必要にペットスペースに近づかないでください。
- ② 飼い主の許可なくペットに触らないでください。
- ③ 飼い主の許可なく、動物に餌をあたえないでください。

ペットに関するお問い合わせがございましたら、わたしたちにお知らせください。

ペットスペース代表者 〇〇 〇〇
 避難所運営運営本部 〇〇 〇〇

平成 29 年 3 月 初版発行

編 集 静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課

印 刷
